

平成 25 年度第 1 回

八戸市健康福祉審議会

地域密着型サービス運営委員会

日時：平成 25 年 10 月 2 日（水）

午後 1 時 30 分

場所：八戸市庁 別館 8 階 研修室

次 第

1. 開会

2. 議事

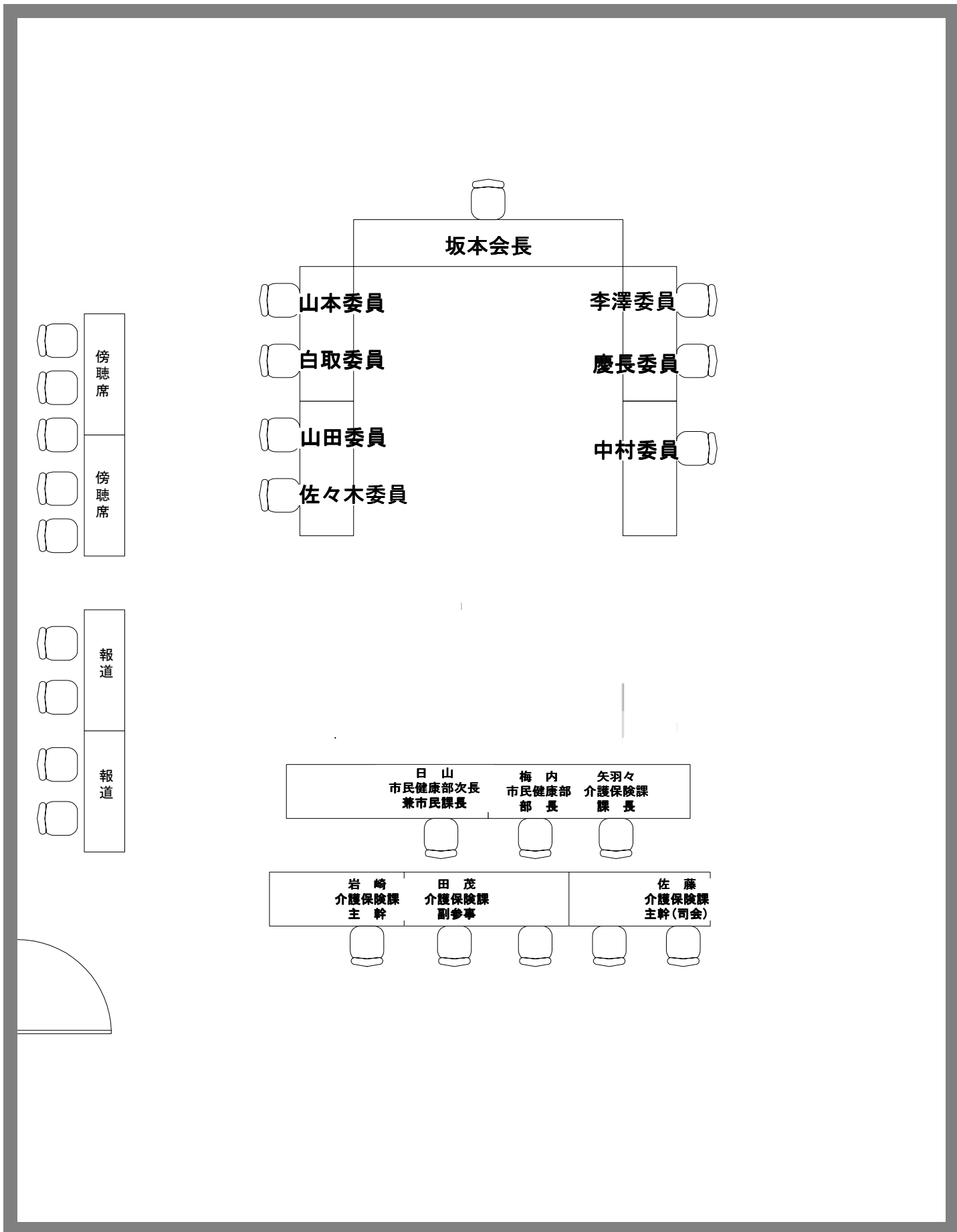
- (1) 第 5 期計画基盤整備一次審査結果について
- (2) 第 5 期計画基盤整備二次審査について

3. 閉会

平成25年度第1回

八戸市健康福祉審議会 地域密着型サービス運営委員会 席図

八戸市庁 別館8階 研修室 平成25年10月2日(水) 13時30分～



(1) 第5期計画サービス基盤整備一次審査結果について

平成25年度地域密着型サービス応募法人 一次審査結果一覧

【点数順】

1 地域密着型介護老人福祉施設(配点50)

No	順位	法人名	法人代表者	圏域番号	応募圏域	自己採点結果	一次審査結果	二次審査対象法人
1	1	社会福祉法人 同伸会	理事長 岩瀬 惣二	⑩	白銀 湊	49	47	✓

2 小規模多機能型居宅介護(配点50)

No	順位	法人名	法人代表者	圏域番号	応募圏域	自己採点結果	一次審査結果	二次審査対象法人
1	1	社会福祉法人 友の会	理事長 大島 良助	⑤	三八城 根城	50	50	✓
2	2	株式会社 コサカ・ライフサポート	代表取締役 小坂 明	⑧	是川 中居林	49	47	✓
3	3	株式会社 ゆとり	代表取締役 工藤 久子	⑦	柏崎 吹上	48	46	✓
4	4	有限会社 ほおずき	代表 相馬 とせ子	⑧	是川 中居林	48	44	✓
5	5	株式会社 東建設計	代表取締役 中里 義範	⑤	三八城 根城	47	43	✓
6	※	社会福祉法人 一心会	理事長 吉田 功	⑤	三八城 根城		応募無効	

※社会福祉法人一心会は、応募書類が事実と異なる内容のため、平成25年度八戸市地域密着型サービス事業者募集要綱第10条(3)アの規定により、応募を無効とした。

3 認知症対応型通所介護(配点50)

No	順位	法人名	法人代表者	圏域番号	応募圏域	自己採点結果	一次審査結果	二次審査対象法人
1	1	公益財団法人 こころすこやか財団	代表理事 松倉 典子	②	下長 上長	45	45	✓
2	1	社会福祉法人 まほろば	理事長 室岡 孝信	⑥	小中野 江陽	48	45	✓
3	3	医療法人 仁泉会	理事長 田中 由紀子	⑦	柏崎 吹上	42	42	✓
4	4	社会福祉法人 ファミリー	理事長 瀬上 清貴	③	田面木 館 豊崎	38	38	
5	5	有限会社 ケア・ユニーク	代表取締役 白戸 博英	⑧	是川 中居林	34	31	

4 認知症対応型共同生活介護(配点50)

No	順位	法人名	法人代表者	圏域番号	応募圏域	自己採点結果	一次審査結果	二次審査対象法人
1	1	社会福祉法人 寿栄会	理事長 田名部 喜栄	⑦	柏崎 吹上	45	44	✓
2	2	医療法人 謙昌会	理事長 西山 弘文	⑨	大館 東	40	40	✓
3	3	有限会社 サン・ケア	代表取締役 三上 章	⑦	柏崎 吹上	27	27	✓
4	※	社会福祉法人 豊寿会	理事長 分枝 勝則	⑨	大館 東		応募辞退	

※社会福祉法人豊寿会の応募辞退は、法人都合による(応募)辞退届出書提出によるもの。


※1…二次審査対象法人欄に「✓」がある法人が二次審査対象法人。

※2…小規模多機能型居宅介護の二次審査対象法人選定の要件である圏域ごとの最大数、三八城・根城3法人以内、柏崎(吹上除く)1法人以内、是川・中居林3法人以内はそれぞれ満たしている。

小規模多機能型居宅介護 一次審査結果（圏域順）

審査項目		評価基準	配点
1 設置希望者の状況			7
① 応募資格 (必須)	申請する資格があるか。	<input type="checkbox"/> 申請時まで介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の欠格事由等の規定に該当しないことが確実であること。	該当している場合 →失格
② 法人又は代表者の信頼性 (配点7)	市税、保険料等の滞納がないか。	<input type="checkbox"/> 法人、代表者、役員のすべてに滞納なし。 <input type="checkbox"/> 上記以外	1 △ 10
	地域に根ざした活動の実績があるか。	<input type="checkbox"/> 過去3年以上にわたり法人が運営する社会福祉事業を行う事業所の所在地が八戸市にあり、かつ過去3年以上にわたり法人の代表者が八戸市に住所を有する。 <input type="checkbox"/> 上記以外	3 0
	町内会活動に参加しているか。	<input type="checkbox"/> 町内会に法人の代表者が過去1年以上にわたり加入している。 <input type="checkbox"/> 上記以外	1 0
		<input type="checkbox"/> 法人の代表者又は役員が町内会の役員を過去1年以上にわたり務めている。 <input type="checkbox"/> " " 務めていない。	1 0
	法人の方針立案、決定過程の場において女性の参画がなされているか。	<input type="checkbox"/> 法人役員のうち女性の占める割合が30%以上。 <input type="checkbox"/> 法人役員のうち女性の占める割合が30%未満。	1 0

1	2	3	4	5
三八城・根城	三八城・根城	柏崎・吹上	是川・中居林	是川・中居林
社会福祉法人 友の会	株式会社 東建設計	株式会社 ゆとり	株式会社 コサカ・ライフサポート	有限会社 ほおずき
7	6	6	6	7
資格有	資格有	資格有	資格有	資格有
1	1	1	1	1
3	3	3	3	3
1	1	1	1	1
1	0	0	0	1
1	1	1	1	1

 →二次審査対象法人を表す

審査項目		評価基準	配点
2 設置場所の状況			14
① 設置場所 (配点9)	住宅地の中にあるか又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあるか。	<input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が800世帯以上ある。	5
		<input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が600世帯以上ある。	4
		<input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が400世帯以上ある。	3
		<input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が200世帯以上ある。	2
		<input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が100世帯以上ある。	1
		<input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が100世帯未満。	0
		ただし、上記にかかわらず、 <input type="checkbox"/> 中心市街地区域内である。	5
	交通の利便性に優れているか。	<input type="checkbox"/> 設置予定場所から半径500m以内にバス停又は駅がある。	2
		<input type="checkbox"/> 上記以外	0
	同種のサービス事業所が近接していないか。	<input type="checkbox"/> 設置予定場所の半径500m以内に同種サービス事業所が設置されていない。	2
		<input type="checkbox"/> 上記以外	0
② 安全性 (配点1)	どの程度安全な場所であるか。	<input type="checkbox"/> 津波浸水、洪水氾濫及び土砂災害が予想される地域のいずれにも該当しない。	1
		<input type="checkbox"/> 上記以外	0
③ 土地の確保 (配点4)	適当な広さが確保されているか。	<input type="checkbox"/> 来客用・搬入車両専用駐車場として8台以上の駐車スペースのほか、花壇・菜園等の確保が可能である。	2
		<input type="checkbox"/> " " として5~7台分の駐車スペースの確保が可能である。	1
		<input type="checkbox"/> 上記以外	0
	長期的に安定した使用が可能か。	<input type="checkbox"/> 設置者の所有(予定)である。	2
		<input type="checkbox"/> 相当期間賃貸借できることが確実である。	0
		<input type="checkbox"/> 上記以外	△ 5

1	2	3	4	5
三八城・根城	三八城・根城	柏崎・吹上	是川・中居林	是川・中居林
社会福祉法人 友の会	株式会社 東建設計	株式会社 ゆとり	株式会社 コサカ・ライフサポート	有限会社 ほおずき
14	12	13	12	13
5	4	5	5	5
2	2	2	2	2
2	2	2	2	2
1	0	0	1	1
2	2	2	2	1
2	2	2	0	2

建設予定地の一部は賃貸借により確保する計画となっているため、自己採点は2点だが0点へ修正した。
(コサカ・ライフサポート)

審査項目		評価基準	配点
3 設備計画の状況			10
① 設備(建物)の状況 (配点4)	建物の所有者は誰か。	<input type="checkbox"/> 設置者の所有(予定)である。	2
		<input type="checkbox"/> 相当期間賃貸借できることが確実である。	1
		<input type="checkbox"/> 上記以外	0
	条例で定める基準面積を満たしているか。	<input type="checkbox"/> 十分な余裕をもって満たしている。	2
		<input type="checkbox"/> 満たしている。	0
		<input type="checkbox"/> 満たしていない。	失格
	スプリンクラーを設置するか。	<input type="checkbox"/> 設置する。	2
		<input type="checkbox"/> 設置しない。	0
⑤ 建築(改修)計画又は賃貸借契約の状況 (配点4)	・設置者の所有(予定)の場合		
	建築(改修)計画は妥当か。	<input type="checkbox"/> 建築(改修)計画は妥当である。	2
		<input type="checkbox"/> 建築(改修)計画に不安がある。	0
	償還計画は妥当か。	<input type="checkbox"/> 償還計画は妥当である(借入金なしを含む)。	2
		<input type="checkbox"/> 償還計画に不安がある。	0
	・賃貸借の場合(賃貸料が無料の場合を含む。)		
賃貸借契約は確実か。	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約は確実である。	2	
	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約に不安がある。	0	
賃貸料は妥当か。	<input type="checkbox"/> 賃貸料は妥当である。	2	
	<input type="checkbox"/> 賃貸料に不安がある。	0	

1	2	3	4	5
三八城・根城	三八城・根城	柏崎・吹上	是川・中居林	是川・中居林
社会福祉法人 友の会	株式会社 東建設計	株式会社 ゆとり	株式会社 コカ・ライフポート	有限会社 ほおずき
10	6	8	10	6
2	2	2	2	2
2	0	2	2	2
2	2	2	2	2
2	2	2	2	0
2	0	0	2	0
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-

「平成25年度八戸市地域密着型サービス設置候補者評価基準」に示した「十分な余裕」として評価する「家族及び職員等のために設置したスペース」について、職員休憩室(更衣室)が確保されていないため、自己採点は2点だが0点に修正した。(東建設計)

建築工程表によると施設完成が平成27年度中となっており「平成25年度八戸市地域密着型サービス設置候補者評価基準」に示した評価の着眼点における「平成26年度中に完成(改修)できる計画となっているか」を満たしていないため、自己採点は2点だが0点へ修正した。(ほおずき)

提出された建築工事資金計画によると自己資金比率が約17.8%となっており「平成25年度八戸市地域密着型サービス設置候補者評価基準」に示した評価の着眼点の「自己資金が30%以上」を下回るため、自己採点は2点だが0点に修正した。(東建設計)

提出された建築工事資金計画によると自己資金比率が約23.0%となっており「平成25年度八戸市地域密着型サービス設置候補者評価基準」に示した評価の着眼点の「自己資金が30%以上」を下回るため、自己採点は2点だが0点に修正した。(ゆとり)

提出された借入資金内訳書によると建築工事に係る資金はすべて借入金で賄われる予定であり「平成25年度八戸市地域密着型サービス設置候補者評価基準」に示した評価の着眼点の「自己資金が30%以上」を下回るため、自己採点は2点だが0点に修正した。(ほおずき)

審査項目		評価基準	配点
4 職員の状況			14
① 配置計画 (配点2)	配置計画が条例で定める人員基準を満たしているか。	<input type="checkbox"/> 十分な余裕をもって満たしている。 <input type="checkbox"/> 満たしている。 <input type="checkbox"/> 満たしていない。	2 0 失格
③ 職員の勤務形態 (配点3)	安定的な介護サービスを提供できるか。	<input type="checkbox"/> 従業者総数のうち、常勤職員の占める割合が60%以上 <input type="checkbox"/> 上記以外	3 0
④ 職員の経験・専門性 (配点9)	管理者の状況	<input type="checkbox"/> 通算で6年以上、介護の実務経験を有する者を常勤で配置 <input type="checkbox"/> 通算で4年以上、介護の実務経験を有する者を常勤で配置 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 1 0
	専門性を有する介護従事者を確保しているか。	<input type="checkbox"/> 従業者(看護職員除く)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上 <input type="checkbox"/> 上記以外	3 0
	経験ある介護支援専門員を確保しているか。	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員としての実務経験が4年以上 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員としての実務経験が2年以上 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 1 0
	手厚い看護体制の確保	<input type="checkbox"/> 常勤かつ専従の看護師を1名以上配置 <input type="checkbox"/> 常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 1 0

1	2	3	4	5
三八城・根城	三八城・根城	柏崎・吹上	是川・中居林	是川・中居林
社会福祉法人 友の会	株式会社 東建設計	株式会社 ゆとり	株式会社 コサカ・ライフサポート	有限会社 ほおずき
14	14	14	14	13
2	2	2	2	2
3	3	3	3	3
2	2	2	2	2
3	3	3	3	3
2	2	2	2	2
2	2	2	2	1

地域密着型介護老人福祉施設 一次審査結果

審査項目		評価基準	配点
1 設置希望者の状況			7
① 応募資格 (必須)	申請する資格があるか。	<input type="checkbox"/> 申請時まで介護保険法第78条の2第4項各号の欠格事由等の規定に該当しないことが確実であること。	該当している場合 →失格
② 法人又は代表者の信頼性 (配点7)	市税、保険料等の滞納がないか。	<input type="checkbox"/> 法人、代表者、役員の前すべてに滞納なし。	1
		<input type="checkbox"/> 上記以外	△ 10
	地域に根ざした活動の実績があるか。	<input type="checkbox"/> 設置予定の日常生活圏域内において、過去3年以上にわたり社会福祉事業等の活動実績がある。	3
		<input type="checkbox"/> " " において、過去1年以上3年未満の社会福祉事業等の活動実績がある。	2
		<input type="checkbox"/> 設置予定の日常生活圏域外において、過去3年以上にわたり社会福祉事業等の活動実績がある。	1
	町内会活動に参加しているか。	<input type="checkbox"/> 上記以外	0
<input type="checkbox"/> 町内会に法人の代表者が過去1年以上にわたり加入している。 <input type="checkbox"/> 上記以外		1 0	
法人の方針立案、決定過程の場において女性の参画がなされているか。	<input type="checkbox"/> 法人の代表者又は役員が町内会の役員を過去1年以上にわたり務めている。	1	
	<input type="checkbox"/> " " 務めていない。	0	
	<input type="checkbox"/> 法人役員のうち女性の占める割合が30%以上。	1	
	<input type="checkbox"/> 法人役員のうち女性の占める割合が30%未満。	0	

1
白銀・湊
社会福祉法人 同伸会
6
資格有
1
3
1
1
0

審査項目		評価基準	配点
2 設置場所の状況			15
① 設置場所 (配点9)	住宅地の中にあるか又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあるか。	<input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が800世帯以上ある。	5
		<input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が600世帯以上ある。	4
		<input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が400世帯以上ある。	3
		<input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が200世帯以上ある。	2
		<input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が100世帯以上ある。	1
		<input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が100世帯未満。	0
		ただし、上記にかかわらず、 <input type="checkbox"/> 中心市街地区域内である。	5
	交通の利便性に優れているか。	<input type="checkbox"/> 設置予定場所から半径500m以内にバス停又は駅がある。 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 0
	同種のサービス事業所が近接していないか。	<input type="checkbox"/> 設置予定場所の半径500m以内に同種サービス事業所が設置されていない。 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 0
② 安全性 (配点2)	どの程度安全な場所であるか。	<input type="checkbox"/> 津波浸水、洪水氾濫及び土砂災害が予想される地域のいずれにも該当しない。 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 0
③ 土地の確保 (配点4)	適当な広さが確保されているか。	<input type="checkbox"/> 来客用・搬入車両専用駐車場として10台分以上の駐車スペースのほか、花壇・菜園等の確保が可能である。	2
		<input type="checkbox"/> " " として8～9台分の駐車スペースの確保が可能である。	1
		<input type="checkbox"/> 上記以外	0
	長期的に安定した使用が可能か。	<input type="checkbox"/> 設置者の所有(予定)である。 <input type="checkbox"/> 相当期間賃貸借できることが確実である。 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 0 △ 5

1
白銀・湊
社会福祉法人 同伸会
15
5
2
2
2
2
2

審査項目		評価基準	配点
3 設備計画の状況			9
① 設備(建物)の状況 (配点5)	建物の所有者は誰か。	<input type="checkbox"/> 設置者の所有(予定)である。 <input type="checkbox"/> 相当期間賃貸借できることが確実である。 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 1 0
	条例で定める基準面積を満たしているか。	<input type="checkbox"/> 十分な余裕をもって満たしている。 <input type="checkbox"/> 満たしている。 <input type="checkbox"/> 満たしていない。	3 0 失格
⑤ 建築(改修)計画 又は賃貸借契約 の状況 (配点4)	・設置者の所有(予定)の場合		/
	建築(改修)計画は妥当か。	<input type="checkbox"/> 建築(改修)計画は妥当である。 <input type="checkbox"/> 建築(改修)計画に不安がある。	2 0
	償還計画は妥当か。	<input type="checkbox"/> 償還計画は妥当である(借入金なしを含む)。 <input type="checkbox"/> 償還計画に不安がある。	2 0
	・賃貸借の場合(賃貸料が無料の場合を含む。)		/
	賃貸借契約は確実か。	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約は確実である。 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約に不安がある。	2 0
	賃貸料は妥当か。	<input type="checkbox"/> 賃貸料は妥当である。 <input type="checkbox"/> 賃貸料に不安がある。	2 0

1
白銀・湊
社会福祉法人 同仲会
7
2
3
0
2
-
-

建築工程表によると施設完成が平成27年度中となっており「平成25年度八戸市地域密着型サービス設置候補者評価基準」に示した評価の着眼点における「平成26年度中に完成(改修)できる計画となっているか」を満たしていないため、自己採点は2点だが0点へ修正した。

4 職員の状況			14
① 配置計画 (配点3)	配置計画が条例で定める人員基準を満たしているか。	<input type="checkbox"/> 十分な余裕をもって満たしている。 <input type="checkbox"/> 満たしている。 <input type="checkbox"/> 満たしていない。	3 0 失格
③ 職員の勤務形態 (配点2)	安定的な介護サービスを提供できるか。	<input type="checkbox"/> 看護・介護職員総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 0
④ 職員の経験・専門性 (配点9)	専門性を有する介護従事者を確保しているか。	<input type="checkbox"/> 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上 <input type="checkbox"/> 上記以外	3 0
	経験ある介護支援専門員を確保しているか。	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員としての実務経験が4年以上 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員としての実務経験が2年以上 <input type="checkbox"/> 上記以外	3 1 0
	手厚い看護体制の確保	<input type="checkbox"/> 常勤の看護師を1名以上配置 <input type="checkbox"/> 上記以外	3 0

14
3
2
3
3
3

認知症対応型通所介護 一次審査結果（圏域順）

審査項目		評価基準	配点
1 設置希望者の状況			9
① 応募資格 (必須)	申請する資格があるか。	<input type="checkbox"/> 申請時まで介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の欠格事由等の規定に該当しないことが確実であること。	該当している場合 →失格
② 法人又は代表者の信頼性 (配点9)	市税、保険料等の滞納がないか。	<input type="checkbox"/> 法人、代表者、役員のすべてに滞納なし。 <input type="checkbox"/> 上記以外	1 △ 10
	地域に根ざした活動の実績があるか。	<input type="checkbox"/> 過去3年以上にわたり法人が運営する社会福祉事業を行う事業所の所在地が八戸市にあり、かつ過去3年以上にわたり法人の代表者が八戸市に住所を有する。 <input type="checkbox"/> 上記以外	3 0
	町内会活動に参加しているか。	<input type="checkbox"/> 町内会に法人の代表者が過去1年以上にわたり加入している。 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 0
		<input type="checkbox"/> 法人の代表者又は役員が町内会の役員を過去1年以上にわたり務めている。 <input type="checkbox"/> " " 務めていない。	2 0
	法人の方針立案、決定過程の場において女性の参画がなされているか。	<input type="checkbox"/> 法人役員のうち女性の占める割合が30%以上。	1
		<input type="checkbox"/> 法人役員のうち女性の占める割合が30%未満。	0

1	2	3	4	5
下長・上長	田面木・館・豊崎	小中野・江陽	柏崎・吹上	是川・中居林
公益財団法人 こころすこやか財団	社会福祉法人 ファミリー	社会福祉法人 まほろば	医療法人 仁泉会	有限会社 ケア・ユニーク
9	1	8	4	7
資格有	資格有	資格有	資格有	資格有
1	1	1	1	1
3	0	3	3	3
2	0	2	0	2
2	0	2	0	0
1	0	0	0	1

→二次審査対象法人を表す

審査項目		評価基準	配点
2 設置場所の状況			14
① 設置場所 (配点9)	住宅地の中にあるか又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあるか。	<input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が800世帯以上ある。 <input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が600世帯以上ある。 <input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が400世帯以上ある。 <input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が200世帯以上ある。 <input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が100世帯以上ある。 <input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が100世帯未満。 ただし、上記にかかわらず、 <input type="checkbox"/> 中心市街地区域内である。	5 4 3 2 1 0 5
	交通の利便性に優れているか。	<input type="checkbox"/> 設置予定場所から半径500m以内にバス停又は駅がある。 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 0
	同種のサービス事業所が近接していないか。	<input type="checkbox"/> 設置予定場所の半径500m以内に同種サービス事業所が設置されていない。 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 0
② 安全性 (配点1)	どの程度安全な場所であるか。	<input type="checkbox"/> 津波浸水、洪水氾濫及び土砂災害が予想される地域のいずれにも該当しない。 <input type="checkbox"/> 上記以外	1 0
③ 土地の確保 (配点4)	適当な広さが確保されているか。	<input type="checkbox"/> 来客用・搬入車両専用駐車場として5台分以上の駐車スペースのほか、花壇・菜園等の確保が可能である。 <input type="checkbox"/> 〃 として3～4台分の駐車スペースの確保が可能である。 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 1 0
	長期的に安定した使用が可能か。	<input type="checkbox"/> 設置者の所有(予定)である。 <input type="checkbox"/> 相当期間賃貸借できることが確実である。 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 0 △ 5

1	2	3	4	5
下長・上長	田面木・館・豊崎	小中野・江陽	柏崎・吹上	是川・中居林
公益財団法人 こころすこやか 財団	社会福祉法人 ファミリー	社会福祉法人 まほろば	医療法人 仁泉会	有限会社 ケア・ユニーク
10	10	13	14	3
3	1	5	5	1
2	2	2	2	2
2	2	2	2	2
1	1	0	1	1
2	2	2	2	2
0	2	2	2	△ 5

審査項目		評価基準	配点
3 設備計画の状況			14
① 設備(建物)の状況 (配点5)	建物の所有者は誰か。	<input type="checkbox"/> 設置者の所有(予定)である。 <input type="checkbox"/> 相当期間賃貸借できることが確実である。 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 1 0
	条例で定める基準面積を満たしているか。	<input type="checkbox"/> 十分な余裕をもって満たしている。 <input type="checkbox"/> 満たしている。 <input type="checkbox"/> 満たしていない。	3 0 失格
	スプリンクラーを設置するか。	<input type="checkbox"/> 設置する。 <input type="checkbox"/> 設置しない。	3 0
⑤ 建築(改修)計画 又は賃貸借契約 の状況 (配点6)	・設置者の所有(予定)の場合		/
	建築(改修)計画は妥当か。	<input type="checkbox"/> 建築(改修)計画は妥当である。 <input type="checkbox"/> 建築(改修)計画に不安がある。	3 0
	償還計画は妥当か。	<input type="checkbox"/> 償還計画は妥当である(借入金なしを含む)。 <input type="checkbox"/> 償還計画に不安がある。	3 0
	・賃貸借の場合(賃貸料が無料の場合を含む。)		/
	賃貸借契約は確実か。	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約は確実である。 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約に不安がある。	3 0
	賃貸料は妥当か。	<input type="checkbox"/> 賃貸料は妥当である。 <input type="checkbox"/> 賃貸料に不安がある。	3 0

1	2	3	4	5
下長・上長	田面木・館・豊崎	小中野・江陽	柏崎・吹上	是川・中居林
公益財団法人 こころすこやか 財団	社会福祉法人 ファミリー	社会福祉法人 まほろば	医療法人 仁泉会	有限会社 ケア・ユニーク
13	14	11	11	11
1	2	2	2	2
3	3	3	3	3
3	3	3	0	3
/	/	/	/	/
-	3	3	3	3
-	3	0	3	0
/	/	/	/	/
3	-	-	-	-
3	-	-	-	-

建築(改修)工事に係る資金はすべて借入金で賄われる計画となっており、「平成25年度八戸市地域密着型サービス設置候補者評価基準」に示した自己資金比率30%を下回るため、自己採点は3点だが0点に修正した。(まほろば)

資金計画書によると、自己資金比率が約5.8%となっており、「平成25年度八戸市地域密着型サービス設置候補者評価基準」に示した自己資金比率30%を下回るため審査評価点を0点に修正する。(ケア・ユニーク)

審査項目		評価基準	配点
4 職員の状況			12
① 配置計画 (配点2)	配置計画が条例で定める人員基準を満たしているか。	<input type="checkbox"/> 十分な余裕をもって満たしている。 <input type="checkbox"/> 満たしている。 <input type="checkbox"/> 満たしていない。	2 0 失格
④ 職員の経験・専門性 (配点10)	管理者の状況	<input type="checkbox"/> 通算で6年以上、介護の実務経験を有する者を常勤で配置 <input type="checkbox"/> 通算で4年以上、介護の実務経験を有する者を常勤で配置 <input type="checkbox"/> 上記以外	4 2 0
	専門性を有する介護従事者を確保しているか。	<input type="checkbox"/> 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上 <input type="checkbox"/> 上記以外	3 0
	機能訓練指導員の状況	<input type="checkbox"/> 専従の機能訓練指導員を1以上配置する。 <input type="checkbox"/> 上記以外	3 0

6 利用者計画			1
① 損害賠償 (配点1)	損害賠償保険の加入について	<input type="checkbox"/> 加入を予定している。 <input type="checkbox"/> 加入を予定していない。	1 0

1	2	3	4	5
下長・上長	田面木・館・豊崎	小中野・江陽	柏崎・吹上	是川・中居林
公益財団法人 こころすこやか 財団	社会福祉法人 ファミリー	社会福祉法人 まほろば	医療法人 仁泉会	有限会社 ケア・ユニーク
12	12	12	12	9
2	2	2	2	2
4	4	4	4	4
3	3	3	3	3
3	3	3	3	0
1	1	1	1	1
1	1	1	1	1

認知症対応型共同生活介護 一次審査結果（圏域順）

審査項目	評価基準	配点
1 設置希望者の状況		9
① 応募資格（必須）	申請する資格があるか。 <input type="checkbox"/> 申請時までに介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の欠格事由等の規定に該当しないことが確実であること。	
② 法人又は代表者の信頼性（配点9）	市税、保険料等の滞納がないか。 <input type="checkbox"/> 法人、代表者、役員のすべてに滞納なし。 <input type="checkbox"/> 上記以外	1 △ 10
	地域に根ざした活動の実績があるか。 <input type="checkbox"/> 過去3年以上にわたり法人が運営する社会福祉事業を行う事業所の所在地が八戸市にあり、かつ過去3年以上にわたり法人の代表者が八戸市に住所を有する。 <input type="checkbox"/> 上記以外	3 0
町内会活動に参加しているか。	<input type="checkbox"/> 町内会に法人の代表者が過去1年以上にわたり加入している。 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 0
	<input type="checkbox"/> 法人の代表者又は役員が町内会の役員を過去1年以上にわたり務めている。	2
	<input type="checkbox"/> " " 務めていない。	0
法人の方針立案、決定過程の場において女性の参画がなされているか。	<input type="checkbox"/> 法人役員のうち女性の占める割合が30%以上。	1
	<input type="checkbox"/> 法人役員のうち女性の占める割合が30%未満。	0

1	2	3
柏崎・吹上	柏崎・吹上	大館・東
社会福祉法人 寿栄会	有限会社 サン・ケア	医療法人 謙昌会
6	1	1
資格有	資格有	資格有
1	1	1
3	0	0
2	0	0
0	0	0
0	0	0

 →二次審査対象法人を表す

審査項目		評価基準	配点
2 設置場所の状況			14
① 設置場所 (配点9)	住宅地の中にあるか又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあるか。	<input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が800世帯以上ある。 <input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が600世帯以上ある。 <input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が400世帯以上ある。 <input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が200世帯以上ある。 <input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が100世帯以上ある。 <input type="checkbox"/> 半径500m以内に住宅が100世帯未満。 ただし、上記にかかわらず、 <input type="checkbox"/> 中心市街地区域内である。	5 4 3 2 1 0 5
	交通の利便性に優れているか。	<input type="checkbox"/> 設置予定場所から半径500m以内にバス停又は駅がある。 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 0
	同種サービス事業所が近接していないか。	<input type="checkbox"/> 設置予定場所の半径500m以内に同種サービス事業所が設置されていない。 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 0
② 安全性 (配点1)	どの程度安全な場所であるか。	<input type="checkbox"/> 津波浸水、洪水氾濫及び土砂災害が予想される地域のいずれにも該当しない。 <input type="checkbox"/> 上記以外	1 0
③ 土地の確保 (配点4)	適当な広さが確保されているか。	<input type="checkbox"/> 来客用・搬入車両専用駐車場として8台以上の駐車スペースのほか、花壇・菜園等の確保が可能である。 <input type="checkbox"/> " " として5~7台分の駐車スペースの確保が可能である。 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 1 0
	長期的に安定した使用が可能か。	<input type="checkbox"/> 設置者の所有(予定)である。 <input type="checkbox"/> 相当期間賃貸借できることが確実である。 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 0 △ 5

1 柏崎・吹上	2 柏崎・吹上	3 大館・東
社会福祉法人 寿栄会	有限会社 サン・ケア	医療法人 謙昌会
11	9	14
3	5	5
2	2	2
2	2	2
0	0	1
2	0	2
2	0	2

設置予定地が津波浸水予測図(最大津波マップ)において、浸水深0.01m以上0.3m未満のエリア内に存在しているため、自己採点では1点だが0点とした。(寿栄会)

審査項目		評価基準	配点
3 設備計画の状況			10
① 設備(建物)の状況 (配点4)	建物の所有者は誰か。	<input type="checkbox"/> 設置者の所有(予定)である。 <input type="checkbox"/> 相当期間賃貸借できることが確実である。 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 1 0
	条例で定める基準面積を満たしているか。	<input type="checkbox"/> 十分な余裕をもって満たしている。 <input type="checkbox"/> 満たしている。 <input type="checkbox"/> 満たしていない。	2 0 失格
	スプリンクラーを設置するか。	<input type="checkbox"/> 設置する。 <input type="checkbox"/> 設置しない。	2 0
⑤ 建築(改修)計画 又は賃貸借契約 の状況 (配点4)	・設置者の所有(予定)の場合		/
	建築(改修)計画は妥当か。	<input type="checkbox"/> 建築(改修)計画は妥当である。 <input type="checkbox"/> 建築(改修)計画に不安がある。	2 0
	償還計画は妥当か。	<input type="checkbox"/> 償還計画は妥当である(借入金なしを含む)。 <input type="checkbox"/> 償還計画に不安がある。	2 0
	・賃貸借の場合(賃貸料が無料の場合を含む。)		/
	賃貸借契約は確実か。	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約は確実である。 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約に不安がある。	2 0
賃貸料は妥当か。	<input type="checkbox"/> 賃貸料は妥当である。 <input type="checkbox"/> 賃貸料に不安がある。	2 0	

1	2	3
柏崎・吹上	柏崎・吹上	大館・東
社会福祉法人 寿栄会	有限会社 サン・ケア	医療法人 謙昌会
10	8	10
2	2	2
2	0	2
2	2	2
/	/	/
2	2	2
2	2	2
/	/	/
-	-	-
-	-	-

審査項目		評価基準	配点
4 職員の状況			12
① 配置計画 (配点2)	配置計画が条例で定める人員基準を満たしているか。	<input type="checkbox"/> 十分な余裕をもって満たしている。 <input type="checkbox"/> 満たしている。 <input type="checkbox"/> 満たしていない。	2 0 失格
③ 職員の勤務形態 (配点2)	安定的な介護サービスを提供できるか。	<input type="checkbox"/> 従業者総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 0
④ 職員の経験・専門性 (配点8)	管理者の状況	<input type="checkbox"/> 通算で6年以上、介護の実務経験を有する者を常勤で配置 <input type="checkbox"/> 通算で4年以上、介護の実務経験を有する者を常勤で配置 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 1 0
	専門性を有する介護従事者を確保しているか。	<input type="checkbox"/> 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 0
	経験ある介護支援専門員を確保しているか。	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員としての実務経験が4年以上 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員としての実務経験が2年以上 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 1 0
	手厚い看護体制の確保	<input type="checkbox"/> 常勤の看護師を1名以上配置する。 <input type="checkbox"/> 非常勤の看護師を1名以上配置する。 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 1 0

1 柏崎・吹上	2 柏崎・吹上	3 大館・東
社会福祉法人 寿栄会	有限会社 サン・ケア	医療法人 謙昌会
12	8	10
2	0	2
2	0	2
2	2	2
2	2	2
2	2	0
2	2	2

審査項目		評価基準	配点
5 地域との連携			4
① 医療機関等との連携 (配点6)	協力医療機関の所在地	<input type="checkbox"/> 半径2km以内 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 0
	協力歯科医療機関の所在地	<input type="checkbox"/> 半径2km以内 <input type="checkbox"/> 上記以外	2 0
6 利用者計画			1
① 損害賠償 (配点1)	損害賠償保険の加入について	<input type="checkbox"/> 加入を予定している。 <input type="checkbox"/> 加入を予定していない。	1 0
8 特別減算項目 ※該当する事項が判明した場合は、必要に応じて関係者から事実関係を確認し、審査委員に報告した上で、採点を行う。			
今までの実績	経営状況に問題はないか。	<input type="checkbox"/> 不適切な会計処理	△ 20
		<input type="checkbox"/> 職員の仕事上の不祥事や苦情、告発等 <input type="checkbox"/> 実地指導時指摘事項の改善不履行、資料提出遅延	△ 20
	地域・行政との良好な関係	<input type="checkbox"/> 過去に虚偽の内容で公募申込、審査妨害行為	△ 20
		<input type="checkbox"/> 町内会・地域住民への迷惑行為	△ 20
審査の妨害行為	公正な審査を妨害するような行為があるか。	<input type="checkbox"/> 審査委員、市職員に対する脅迫・威嚇・贈賄・名誉毀損等	失格
暴力団又は暴力団員への関与	暴力団等への関わりはないか。	<input type="checkbox"/> 八戸市暴力団排除条例により、法人及び役員等が暴力団員である又は関与が認められる。	失格

一次審査点数合計(配点50)

✓印が二次審査対象法人

1 柏崎・吹上	2 柏崎・吹上	3 大館・東
社会福祉法人 寿栄会	有限会社 サン・ケア	医療法人 謙昌会
4	0	4
2	0	2
2	0	2
1	1	1
1	1	1
44	27	40
✓	✓	✓

(2) 第5期計画サービス基盤整備二次審査について

1、二次審査概要

	小規模多機能型居宅介護	地域密着型 介護老人福祉施設	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護
審査員	地域密着型サービス運営委員会委員			
審査方法	<p>応募者が二次審査項目に沿って作成する資料を基に15分間のプレゼンテーションを行う。審査員はそのプレゼンテーションの内容と質疑応答により審査項目ごとに採点する。採点結果は別紙1「平成25年度八戸市地域密着型サービス事業者選定二次審査採点票」に記載する。採点に当たっては、配点基準の範囲内で小数第1位までの採点も可能とする。</p> <p>審査員が二次審査に出席できない場合は、事前に配付する二次審査資料で審査可能であると審査員が判断し、事前に採点した審査項目については、その審査員の評価点として算定する。</p>			
評価点の算出方法	<p>最高点及び最低点をつけた審査員の評価点を除外した上で、二次審査項目ごとに審査員が採点した評価点を平均し、その審査項目の評価点数とする。</p> <p>【配点4点の審査項目の評価点算定例】 A委員→4点、B委員→3.5点、C委員→3.5点、D委員→2点、E委員→1点、F委員→3点、G委員→2点、H委員→3.5点 I委員→4点</p> <p>※最高点4点（A委員）と最低点1点（E委員）を除いた7名の委員の点数で平均点を算出する。 $(3.5点 + 3.5点 + 2点 + 3点 + 2点 + 3.5点 + 4点) \div 7 = 3.1点$（小数点第2位四捨五入）</p> <p>※最高点又は最低点が複数あった場合は、それぞれ1名分を除いて平均点を算出する。よって9名の委員で採点する場合は、常に7名の委員の点数で平均点を算出する。</p>			
二次審査項目数	25項目	25項目	23項目	26項目
二次審査評価点合計	50点			
最低基準点	30点（注）			
二次審査対象法人数	5法人	1法人	3法人	3法人

（注）二次審査における評価点が30点未満の法人は、一次審査の結果に関わらず設置候補者の選定対象外とする。また、評価点30点以上の法人が皆無だった場合、二次審査対象者への繰り上げ選定や再募集は行わない。

2、二次審査スケジュール

(1) 1法人当たりの二次審査時間配分（4サービス共通）

	設定時間	前回 (H22) の設定時間	設定時間の考え方
プレゼンテーション	15分以内	15分以内	審査項目に沿ったプレゼンテーションを行ってもらうが、設定時間15分を経過した場合は、プレゼンテーション途中であってもその時点で終了させる。 なお、プレゼンテーションの順番については、サービス毎に、一次審査評価点数の下位からとし、同点者がいる場合は圏域番号順とする。
質疑応答	10分程度	5分程度	平成22年度公募時の二次審査では、質疑応答の設定時間が短かく、次の法人のプレゼン時間に食い込んでしまい、全体の進行に遅れが生じたため、今回は10分程度に拡大した。
採点時間	5分	プレゼン法人交代準備中及び全法人プレゼン終了後に採点	前回公募時は上記理由から採点する時間の確保が難しく、プレゼンテーション法人の交代準備中や全法人プレゼン終了後の採点を余儀なくされた。そのため、今回は質疑応答終了後に採点時間を確保し、審査員の負担軽減を図る。

(2) 二次審査当日スケジュール（予定）

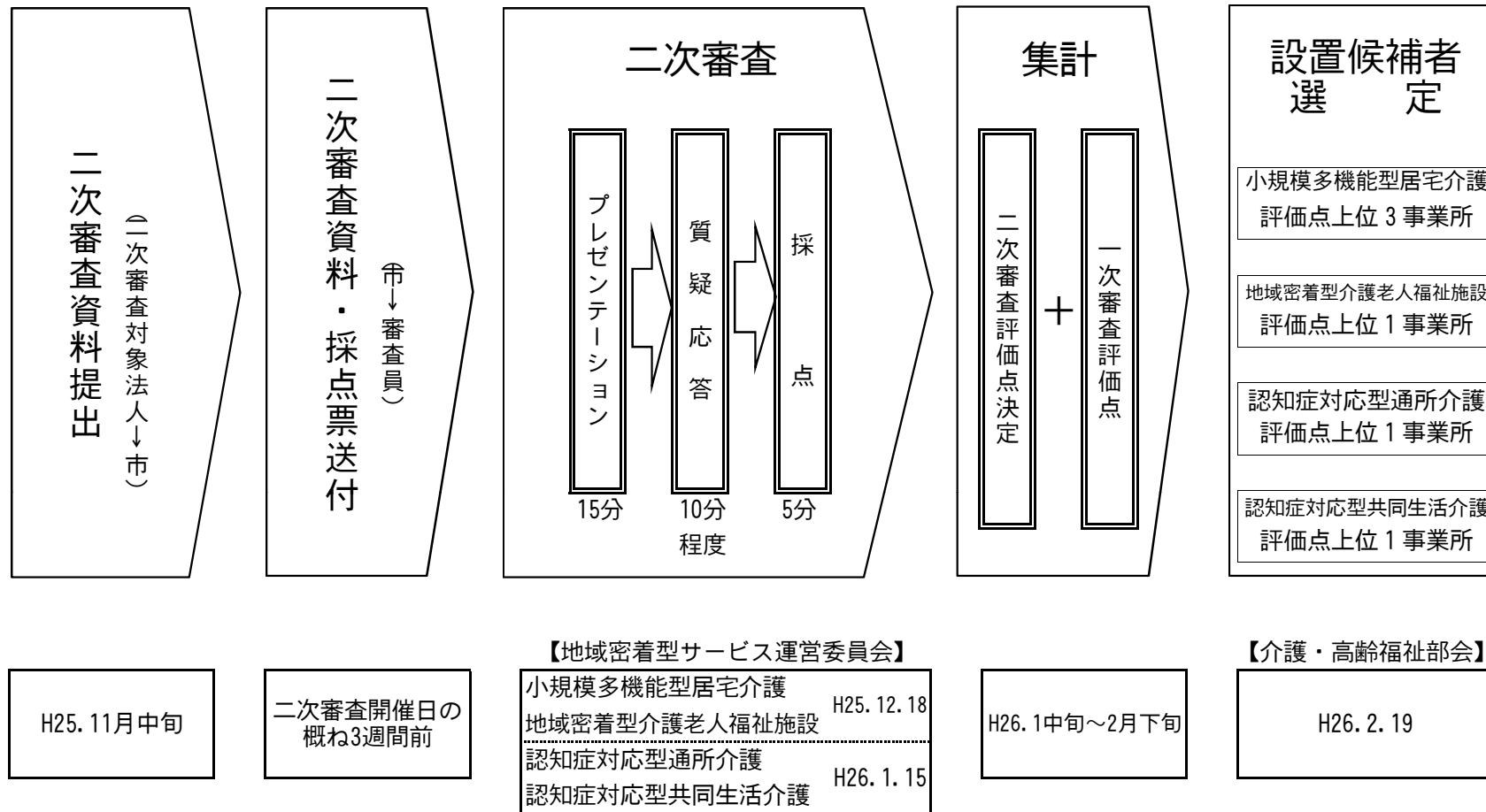
審査予定日	平成25年12月18日（水）
審査対象サービス	①小規模多機能型居宅介護 ②地域密着型介護老人福祉施設

開会・二次審査方法説明	13:00～13:15
小規模多機能型居宅介護（3法人審査）	13:20～14:50
休憩	14:50～15:05
小規模多機能型居宅介護（2法人審査）	15:05～16:05
地域密着型介護老人福祉施設（1法人審査）	16:05～16:35
閉会・採点票回収	16:35

審査予定日	平成26年1月15日（水）
審査対象サービス	①認知症対応型通所介護 ②認知症対応型共同生活介護

開会・二次審査方法説明	13:00～13:15
認知症対応型通所介護（3法人審査）	13:20～14:50
休憩	14:50～15:05
認知症対応型共同生活介護（3法人審査）	15:05～16:35
閉会・採点票回収	16:35

3、今後のスケジュール



4、審査結果の公表について

二次審査結果は八戸市ホームページで公表します。ただし、採点した審査員名については、特定できないような形（A委員、B委員、C委員…）で公表します。

5、追加資料の提出について

老人福祉法、建築基準法、消防法、労働基準法等、その他関係法令において、過去5年間に行政指導・是正勧告等を受けたことがある場合は、その書類及び報告書（改善報告書を含む）等の提出を求める。

平成25年度 八戸市地域密着型サービス事業者選定

二次審査 採点票

- 小規模多機能型居宅介護 . . . 1～2 ページ
- 地域密着型介護老人福祉施設 . . . 3～4 ページ
- 認知症対応型通所介護 . . . 5～6 ページ
- 認知症対応型共同生活介護 . . . 7～8 ページ

平成25年度 八戸市地域密着型サービス事業者選定 二次審査採点票(小規模多機能型居宅介護)

法人名

審査項目	審査欄	評価基準	基準点		評価点
1 設置希望者の状況			7		
3 設置の理念	設置の理念、運営についてどの程度熱意と主体性があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・理念・熱意が顕著に認められる。 ・ " " が認められる。 ・ " " が認められない。 	3 1 0		
		<ul style="list-style-type: none"> ・説明資料の作成や事業説明をコンサルタント任せにしている。 ・ " " をコンサルタント任せにしている。 	1 0		
4 介護保険制度・小規模多機能型居宅介護の理解	介護保険制度・小規模多機能型居宅介護についてどの程度理解しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度・小規模多機能型居宅介護サービスを十分理解している。 ・ " " を理解している。 ・ " " をあまり理解していない。 	3 1 0		

3 設備計画の状況			6		
2 利用者への配慮	利用者の特性に配慮した構造、設備か。	<ul style="list-style-type: none"> ・十分配慮されている。 ・配慮されている。 ・配慮が足りない。 	2 1 Δ2		
3 防火安全対策	防火安全対策に配慮した構造、設備か。	<ul style="list-style-type: none"> ・十分配慮されている。 ・配慮されている。 ・配慮が足りない。 	2 1 Δ2		
4 環境対策	省エネ対策に配慮した設備となっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・十分配慮されている。 ・配慮されている。 ・配慮が足りない。 	2 1 0		

4 職員の状況			7		
2 職員の定着率	顔なじみの職員によるケアが受けられるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を定着させるために具体的な方策を講じているか。 ・具体的な方策がない。 	2 0		
5 職員確保の見込み	職員確保の見込みはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な職員の確保が確実である。 ・ほとんどの職員を選定後に募集する。 ・具体的な見込みはまだない。 	3 0 Δ2		
6 研修計画	職員に対する各種研修の計画がどの程度見込めるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員に十分な研修の実施が見込める。 ・必要な研修の実施が見込める。 ・必要な研修の実施に不安がある。 	2 1 Δ2		

5 地域との連携			6			
1 医療機関等との連携	サービスの提供確保、緊急時の対応等のため、協力医療機関等との連携・支援が確保される見通しか。	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的で実現性が高い。 	2			
		<ul style="list-style-type: none"> ・あまり具体的でない。 	0			
2 家族・地域との交流	家族・地域との積極的な交流事業は確保される見通しか。	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的で実現性の高い事業計画がある。 ・具体的な事業計画がある。 ・事業計画に具体性がなく実現性が低い。 	2 1 0			
		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体等との連携や実習生等の受け入れ方針はあるか。 	1 0			
		<ul style="list-style-type: none"> ・運営推進会議の内容 	1 0			

審査項目	審査欄	評価基準	基準点		評価点
6 利用者計画			18		
2 処遇方策の状況	ケアの提供やケアプランの作成について	・具体的で実現性が高い。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2	
	事業所における事故等、緊急の場合の処遇等について	・具体的で実現性が高い。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2	
	感染症・食中毒対策について	・具体的で実現性が高い。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2	
	虐待防止対策について	・具体的に実現性が高い。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2	
	利用者の意見・要望をサービス向上に繋げる仕組みについて	・具体的で実現性が高い。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2	
	認知症対策について	・具体的に実現性が高い。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2	
	重度者に対応できる体制の整備について	・具体的に実現性が高い。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2	
3 利用者見込み	利用者見込み計画に具体性があるか。	・具体的で説得力がある。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2	
4 事業収支計画	収入確保の見込みや、役員及び管理者等の給料や運営費の支出計画が妥当か。	・妥当な計画である。 ・妥当な計画でない。	2 0	0 1 2	

7 非常災害対策			6		
1 非常災害対策	非常災害に十分な対策がとられているか。	・十分な対策がとられている。 ・対策がとられている。 ・対策に不安がある	2 1 0	0 1 2	
2 地域住民との連携	避難等において、地域住民の協力が得られるような方策があるか。	・具体的な方策がある。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2	
3 非常災害時の地域への協力	福祉避難所の確保に関する協定について	・締結する予定である。 ・締結する予定はない。	2 0	0 1 2	

二次審査合計点			50		
----------------	--	--	-----------	--	--

※最低基準点数:30点(50点満点中)

平成25年度 八戸市地域密着型サービス事業者選定 二次審査採点票(地域密着型介護老人福祉施設)

法人名

審査項目	審査欄	評価基準	基準点		評価点
1 設置希望者の状況			6		
3 設置の理念	設置の理念、運営についてどの程度熱意と主体性があるか。	・理念・熱意が顕著に認められる。 ・ " " が認められる。 ・ " " が認められない。	3 1 0	0 1 2 3	
		・説明資料の作成や事業説明をコンサルタント任せにしていない。 ・ " " をコンサルタント任せにしている。	1 0	0 1	
4 介護保険制度・地域密着型介護老人福祉施設の理解	介護保険制度・地域密着型介護老人福祉施設サービスについてどの程度理解しているか。	・介護保険制度・地域密着型介護老人福祉施設サービスを十分理解している。 ・ " " を理解している。 ・ " " をあまり理解していない。	2 1 0	0 1 2	

3 設備計画の状況			6		
2 利用者への配慮	利用者の特性に配慮した構造、設備か。	・十分配慮されている。 ・配慮されている。 ・配慮が足りない。	2 1 △2	△2 △1 0 1 2	
3 防火安全対策	防火安全対策に配慮した構造、設備か。	・十分配慮されている。 ・配慮されている。 ・配慮が足りない。	2 1 △2	△2 △1 0 1 2	
4 環境対策	省エネ対策に配慮した設備となっているか。	・十分配慮されている。 ・配慮されている。 ・配慮が足りない。	2 1 0	0 1 2	

4 職員の状況			7		
2 職員の定着率	顔なじみの職員によるケアが受けられるか。	・職員を定着させるために具体的な方策を講じているか。 ・具体的な方策がない。	2 0	0 1 2	
5 職員確保の見込み	職員確保の見込みはどうか。	・必要な職員の確保が確実である。 ・ほとんどの職員を選定後に募集する。 ・具体的な見込みはまだない。	3 0 △2	△2 △1 0 1 2 3	
6 研修計画	職員に対する各種研修の計画がどの程度見込めるか。	・全職員に十分な研修の実施が見込める。 ・必要な研修の実施が見込める。 ・必要な研修の実施に不安がある。	2 1 △2	△2 △1 0 1 2	

5 地域との連携			6		
1 医療機関等との連携	サービスの提供確保、緊急時の対応等のため、協力医療機関等との連携・支援が確保される見通しか。	・具体的で実現性が高い。 ・あまり具体的でない。	2 0	0 1 2	
2 家族・地域との交流	家族・地域との積極的な交流事業は確保される見通しか。	・具体的で実現性の高い事業計画がある。 ・具体的な事業計画がある。 ・事業計画に具体性がなく実現性が低い。	2 1 0	0 1 2	
	ボランティア団体等との連携や実習生等の受け入れ方針はあるか。	・受け入れる方針がある。 ・受け入れる方針はない。	1 0	0 1	
	運営推進会議の内容	・会議内容に具体的な創意工夫が見られる。 ・会議内容に創意工夫が見られない。	1 0	0 1	

審査項目	審査欄	評価基準	基準点		評価点
6 利用者計画			19		
2 処遇方策の状況	ケアの提供やケアプランの作成について	・具体的で実現性が高い。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2 	
	事業所における事故等、緊急の場合の処遇等について	・具体的で実現性が高い。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2 	
	感染症・食中毒対策について	・具体的で実現性が高い。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2 	
	虐待防止対策について	・具体的に実現性が高い。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2 	
	利用者の意見・要望をサービス向上に繋げる仕組みについて	・具体的で実現性が高い。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2 	
	認知症対策について	・具体的に実現性が高い。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2 	
	重度者に対応できる体制の整備について	・具体的に実現性が高い。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2 	
3 利用者見込み	利用者見込み計画に具体性があるか。	・具体的で説得力がある。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2 	
4 事業収支計画	収入確保の見込みや、役員及び管理者等の給料や運営費の支出計画が妥当か。	・妥当な計画である。 ・妥当な計画でない。	3 0	0 1 2 3 	

7 非常災害対策			6		
1 非常災害対策	非常災害に十分な対策がとられているか。	・十分な対策がとられている。 ・対策がとられている。 ・対策に不安がある	2 1 0	0 1 2 	
	2 地域住民との連携	避難等において、地域住民の協力が得られるような方策があるか。	2 0	0 1 2 	
	3 非常災害時の地域への協力	福祉避難所の確保に関する協定について	2 0	0 1 2 	

二次審査合計点			50		
----------------	--	--	-----------	--	--

※最低基準点数:30点(50点満点中)

平成25年度 八戸市地域密着型サービス事業者選定 二次審査採点票(認知症対応型通所介護)

法人名

審査項目	審査欄	評価基準	基準点		評価点
1 設置希望者の状況			11		
3 設置の理念	設置の理念、運営についてどの程度熱意と主体性があるか。	・理念・熱意が顕著に認められる。 ・ " " が認められる。 ・ " " が認められない。	3 1 0	0 1 2 3 	
		・説明資料の作成や事業説明をコンサルタント任せにしていない。 ・ " " をコンサルタント任せにしている。	1 0	0 1 	
	特色をもたせた運営方針となっているか。	・具体的で実現の高い運営方針がある。 ・具体的な運営方針がある。 ・具体性がなく実現性がない。	4 1 0	0 1 2 3 4 	
4 介護保険制度・認知症対応型通所介護の理解	介護保険制度・認知症対応型通所介護についてどの程度理解しているか。	・介護保険制度・認知症対応型通所介護サービスを十分理解している。 ・ " " を理解している。 ・ " " をあまり理解していない。	3 1 0	0 1 2 3 	

3 設備計画の状況			6		
2 利用者への配慮	利用者の特性に配慮した構造、設備か。	・十分配慮されている。 ・配慮されている。 ・配慮が足りない。	2 1 $\Delta 2$	$\Delta 2$ $\Delta 1$ 0 1 2 	
		3 防火安全対策	防火安全対策に配慮した構造、設備か。	・十分配慮されている。 ・配慮されている。 ・配慮が足りない。	
4 環境対策	省エネ対策に配慮した設備となっているか。	・十分配慮されている。 ・配慮されている。 ・配慮が足りない。	2 1 0	0 1 2 	

4 職員の状況			8		
2 職員の定着率	顔なじみの職員によるケアが受けられるか。	・職員を定着させるために具体的な方策を講じているか。 ・具体的な方策がない。	3 0	0 1 2 	
		5 職員確保の見込み	職員確保の見込みはどうか。	・必要な職員の確保が確実である。 ・ほとんどの職員を選定後に募集する。 ・具体的な見込みはまだない。	
6 研修計画	職員に対する各種研修の計画がどの程度見込めるか。	・全職員に十分な研修の実施が見込める。 ・必要な研修の実施が見込める。 ・必要な研修の実施に不安がある。	2 1 $\Delta 2$	$\Delta 2$ $\Delta 1$ 0 1 2 	

5 地域との連携			3		
2 家族・地域との交流	家族・地域との積極的な交流事業は確保される見通しか。 ボランティア団体等との連携や実習生等の受け入れ方針はあるか。	・具体的で実現性の高い事業計画がある。 ・具体的な事業計画がある。 ・事業計画に具体性がなく実現性が低い。	2 1 0	0 1 2 	
		・受け入れる方針がある。 ・受け入れる方針はない。	1 0	0 1 	

審査項目	審査欄	評価基準	基準点		評価点
6 利用者計画			16		
2 処遇方策の状況	ケアの提供やケアプランの作成について	・具体的で実現性が高い。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2 	
	事業所における事故等、緊急の場合の処遇等について	・具体的で実現性が高い。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2 	
	感染症・食中毒対策について	・具体的で実現性が高い。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2 	
	虐待防止対策について	・具体的に実現性が高い。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2 	
	利用者の意見・要望をサービス向上に繋げる仕組みについて	・具体的で実現性が高い。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2 	
	認知症対策について	・具体的に実現性が高い。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2 	
3 利用者見込み	利用者見込み計画に具体性があるか。	・具体的で説得力がある。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2 	
4 事業収支計画	収入確保の見込みや、役員及び管理者等の給料や運営費の支出計画が妥当か。	・妥当な計画である。 ・妥当な計画でない。	2 0	0 1 2 	

7 非常災害対策			6		
1 非常災害対策	非常災害に十分な対策がとられているか。	・十分な対策がとられている。 ・対策がとられている。 ・対策に不安がある	2 1 0	0 1 2 	
			2 0	0 1 2 	
			2 0	0 1 2 	
2 地域住民との連携	避難等において、地域住民の協力が得られるような方策があるか。	・具体的な方策がある。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2 	
3 非常災害時の地域への協力	福祉避難所の確保に関する協定について	・締結する予定である。 ・締結する予定はない。	2 0	0 1 2 	

二次審査合計点			50		
----------------	--	--	-----------	--	--

※最低基準点数:30点(50点満点中)

平成25年度 八戸市地域密着型サービス事業者選定 二次審査採点票(認知症対応型共同生活介護)

法人名

審査項目	審査欄	評価基準	基準点		評価点
1 設置希望者の状況			11		
3 設置の理念	設置の理念、運営についてどの程度熱意と主体性があるか。	・理念・熱意が顕著に認められる。 ・ " " が認められる。 ・ " " が認められない。	3 1 0	0 1 2 3	
		・説明資料の作成や事業説明をコンサルタント任せにしていない。 ・ " " をコンサルタント任せにしている。	1 0	0 1	
	特色をもたせた運営方針となっているか。	・具体的で実現の高い運営方針がある。 ・具体的な運営方針がある。 ・具体性がなく実現性がない。	4 1 0	0 1 2 3 4	
4 介護保険制度・認知症対応型共同生活介護の理解	介護保険制度・認知症対応型共同生活介護についてどの程度理解しているか。	・介護保険制度・認知症対応型共同生活介護サービスを十分理解している。 ・ " " を理解している。 ・ " " をあまり理解していない。	3 1 0	0 1 2 3	

3 設備計画の状況			6		
2 利用者への配慮	利用者の特性に配慮した構造、設備か。	・十分配慮されている。 ・配慮されている。 ・配慮が足りない。	2 1 △2	△2 △1 0 1 2	
3 防火安全対策	防火安全対策に配慮した構造、設備か。	・十分配慮されている。 ・配慮されている。 ・配慮が足りない。	2 1 △2	△2 △1 0 1 2	
4 環境対策	省エネ対策に配慮した設備となっているか。	・十分配慮されている。 ・配慮されている。 ・配慮が足りない。	2 1 0	0 1 2	

4 職員の状況			7		
2 職員の定着率	顔なじみの職員によるケアが受けられるか。	・職員を定着させるために具体的な方策を講じているか。 ・具体的な方策がない。	2 0	0 1 2	
5 職員確保の見込み	職員確保の見込みはどうか。	・必要な職員の確保が確実である。 ・ほとんどの職員を選定後に募集する。 ・具体的な見込みはまだない。	3 1 △2	△2 △1 0 1 2 3	
6 研修計画	職員に対する各種研修の計画がどの程度見込めるか。	・全職員に十分な研修の実施が見込める。 ・必要な研修の実施が見込める。 ・必要な研修の実施に不安がある。	2 1 △2	△2 △1 0 1 2	

5 地域との連携			6		
1 医療機関等との連携	サービスの提供確保、緊急時の対応等のため、協力医療機関等との連携・支援が確保される見通しか。	・具体的で実現性が高い。 ・あまり具体的でない。	2 0	0 1 2	
2 家族・地域との交流	家族・地域との積極的な交流事業は確保される見通しか。	・具体的で実現性の高い事業計画がある。 ・具体的な事業計画がある。 ・事業計画に具体性がなく実現性が低い。	2 1 0	0 1 2	
	ボランティア団体等との連携や実習生等の受け入れ方針はあるか。	・受け入れる方針がある。 ・受け入れる方針はない。	1 0	0 1	
	運営推進会議の内容	・会議内容に具体的な創意工夫が見られる。 ・会議内容に創意工夫が見られない。	1 0	0 1	

審査項目	審査欄	評価基準	基準点		評価点
6 利用者計画			14		
2 処遇方策の状況	ケアの提供やケアプランの作成について	・具体的で実現性が高い。 ・具体性がない。	1 0	0 1	
	事業所における事故等、緊急の場合の処遇等について	・具体的で実現性が高い。 ・具体性がない。	1 0	0 1	
	感染症・食中毒対策について	・具体的で実現性が高い。 ・具体性がない。	1 0	0 1	
	虐待防止対策について	・具体的に実現性が高い。 ・具体性がない。	1 0	0 1	
	利用者の意見・要望をサービス向上に繋げる仕組みについて	・具体的で実現性が高い。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2	
	認知症対策について	・具体的に実現性が高い。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2	
	重度者に対応できる体制の整備について	・具体的に実現性が高い。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2	
3 利用者見込み	利用者見込み計画に具体性があるか。	・具体的で説得力がある。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2	
4 事業収支計画	収入確保の見込みや、役員及び管理者等の給料や運営費の支出計画が妥当か。	・妥当な計画である。 ・妥当な計画でない。	2 0	0 1 2	

7 非常災害対策			6		
1 非常災害対策	非常災害に十分な対策がとられているか。	・十分な対策がとられている。 ・対策がとられている。 ・対策に不安がある	2 1 0	0 1 2	
2 地域住民との連携	避難等において、地域住民の協力が得られるような方策があるか。	・具体的な方策がある。 ・具体性がない。	2 0	0 1 2	
3 非常災害時の地域への協力	福祉避難所の確保に関する協定について	・締結する予定である。 ・締結する予定はない。	2 0	0 1 2	

二次審査合計点			50		
----------------	--	--	-----------	--	--

※最低基準点数:30点(50点満点中)

平成25年度 八戸市地域密着型サービス事業者選定 二次審査評価基準

- 小規模多機能型居宅介護 . . . 1～5ページ
- 地域密着型介護老人福祉施設 . . . 6～10ページ
- 認知症対応型通所介護 . . . 11～14ページ
- 認知症対応型共同生活介護 . . . 15～18ページ

平成25年度 八戸市地域密着型サービス事業者選定 二次審査評価基準(小規模多機能型居宅介護)

審査項目	審査欄	評価基準	解釈・評価点算出方法	評価に関連する人員・設備・運営基準等
1 設置希望者の状況				
③ 設置の理念	設置の理念、運営についてどの程度熱意と主体性があるのか。	評価の着眼点	<ul style="list-style-type: none"> ・設置に当たっての理念が明確に示されているか。 ・当該サービスに応募した理由 ・多業種からの応募の場合は、介護事業へ参入しようと考えた理由。 ・市外法人（当市での事業実績が無い法人）の場合、当市で事業展開しようと考えた理由。 	<p>(介護等) 条例第99条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。</p>
		コンサルタント任せにしているとは？	・応募法人以外の職員が説明している場合など。	
④ 介護保険制度・小規模多機能型居宅介護の理解	介護保険制度・小規模多機能型居宅介護についてどの程度理解しているか。	評価の着眼点	・介護保険制度全般、当該サービスの人員・運営基準等関係法令をどの程度理解したうえで応募しているか。	
3 設備計画の状況				
② 利用者への配慮	利用者の特性に配慮した構造、設備か。	「配慮されている」とは？	<ul style="list-style-type: none"> ・居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、非常口等に工夫が見られる。 	<p>(設備及び備品等) 条例第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>(2) 宿泊室 ア 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とする事ができるものとする。 イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。 ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。</p> <p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業のように供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。</p> <p>4 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。</p>
		「配慮が足りない」とは？	・宿泊室等が2階以上の階にあるのにエレベータが設置されていない。	
③ 防火・防災・安全対策	防火防災安全対策に配慮した構造、設備か。	「配慮されている」とは？	<ul style="list-style-type: none"> ・防火防災対策として建物の耐火、耐震化等を検討している。備品、設備等防火材質の使用を検討している。また、安全対策として、改築の場合におけるアスベスト対策、軟弱地盤等の対策、施設のセキュリティ対策等主にハード面での配慮がなされている。 	
④ 環境対策	省エネ対策に配慮した設備となっているか。	「配慮されている」とは？	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの活用や機器、設備の効率向上等主にハード面での省エネ対策に配慮が見られる。 	

審査項目	審査欄	評価基準	解釈・評価点算出方法	評価に関連する人員・設備・運営基準等
4 職員の状況				
②	職員の定着率	顔なじみの職員によるケアが受けられるか。	評価の着眼点 ・ 職員の賃金、昇給等の方針 ・ 職員の福利厚生など労働関係全般に対する考え方 ・ 介護職員処遇改善加算の算定の有無	
⑤	職員確保の見込み	職員確保の見込みはどうか。	「具体的な見込みがない」とは？ ・ 職員確保策について、募集方法など具体的な計画がなく、確保の見込みが不透明な場合。	
⑥	研修計画	職員に対する各種研修の計画がどの程度見込めるか。	「十分な研修」とは？ ・ 全職員に対して、初任者研修等年1～2回以上の研修を実施するなど、運営基準に定められた以上の研修を実施するという明確な方針がある場合	（勤務体制の確保等）条例第109条第3項（第76条の準用） 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、小規模多機能型居宅介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 「運営基準上の必要な研修」 ・ 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者（条例第86条） ・ 管理者（条例第85条第3項） ・ 介護支援専門員（条例84条第11項）
			「必要な研修」とは？ ・ 運営基準に定められた必要な研修が、確実に実施される見込のある場合。	
5 地域との連携				
①	医療機関との連携	サービスの提供確保、緊急時の対応等のため、協力医療機関等との連携・支援が確保される見通しか。	評価の視点 ・ 協力医療機関等と連携・支援が確保される見通しが立っていて、その内容が具体的に考えられているか。	（協力医療機関等）条例第104条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。
②	家族・地域との交流	家族・地域との積極的な交流事業は確保される見通しか。	「具体的」とは？ ・ 法人として、家族・地域との交流に関する明確な方針、計画等がある。	（地域との連携等）条例第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、指定小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。
			「実現性が高い」とは？ ・ 設置予定町内会への事前説明がなされた上で方針、計画等が立てられているか。	
		ボランティア団体等との連携や実習生等の受け入れ方針はあるか。		
	運営推進会議の内容	「具体的な創意工夫」とは？ ・ 利用者家族、地域住民等が会議へ参加しやすくなるような環境作りや会議がマンネリ化しないような工夫が検討されている。		

審査項目	審査欄	評価基準	解釈・評価点算出方法	評価に関連する人員・設備・運営基準等
6	利用者計画			(居宅サービス計画の作成) 条例第95条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号(※)に掲げる具体的な取組方針に沿って行うものとする。※5ページに掲載。 (小規模多機能型居宅介護計画の作成) 条例第98条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。 3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせ合わせた介護を行わなければならない。 4 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 5 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。 6 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。 7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。
②	処遇方針の状況	ケアの提供又はケアプランの作成について	具体的で実現性が高いとは？	・課題分析(アセスメント)、居宅サービス計画・小規模多機能型居宅介護計画の作成及びサービス提供後のモニタリング等についての具体的な方針があり、事業開始時から実現できる場合。
		事業所における事故等、緊急の場合の処遇等について	具体的で実現性が高いとは？	・介護事故等発生時の対応についての基本方針、マニュアル等について考えられている。 ・リスクマネジメントに対する取り組みについて考えられている。 (事故発生の防止及び発生時の対応) 条例第109条(第42条の準用) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
		感染症・食中毒対策について	具体例	・感染症、食中毒への対応マニュアルが整備されている。 ・定期的な職員研修等を計画している等。 (衛生管理) 条例第109条(第79条の準用) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
		虐待防止対策について	具体的で実現性が高いとは？	・虐待防止や虐待対応に関する基本的な考え方や取組み、それを実現し継続するための方策が具体的である。 (指定小規模多機能型居宅介護の具体的な取組方針) 条例第94条第1項第5号及び第6号 (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。 (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行うものは、養介護施設従業者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従業者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。 同法第21条 養介護施設従業者等は、当該養介護施設従業者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従業者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

審査項目		審査欄	評価基準	解釈・評価点算出方法	評価に関連する人員・設備・運営基準等
		利用者の意見・要望をサービス向上につなげる仕組みについて	具体的とは？	・利用者の意見・要望をどのような方法で把握し、サービス向上に反映させていくのか、その仕組み等が具体的である。	(苦情処理) 条例第109条(第40条の準用) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。 5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 6 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。
		認知症対策について	認知症対策の例	・認知症に対する考え方及び認知症ケアに対する具体的方針またはマニュアル等の整備がある等。	
		重度者に対応できる体制の整備について	体制の整備例	・重度者の受け入れ体制及び重度化や終末期に向けた方針がある。	
③	利用者見込み	利用者見込み計画に具体性があるか。	具体的で説得力があるとは？	・根拠となるデータ等に基づき利用者数の見込みが立てられ、現実性がある。	
④	事業収支計画	収入確保の見込みや、役員及び管理者等の給料や運営費の支出計画が妥当か。	計画が妥当でない例	・施設整備に係る国の補助金を収支計画に含んでいる。 ・収支見込みが甘く、資金繰りに不安がある。(運営自己資金として、年間事業費の2ヵ月分が確保されていない。) ・開設当初から利用者を100%として見込んでいる。	
7 非常災害対策					(非常災害対策) 条例第109条(第78条の準用) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
①	非常災害対策	非常災害に十分な対策がとられているか。	十分な対策とは？	・非常災害に関する具体的な計画があり、非常災害時の停電、非常食・日用品等備蓄、燃料の確保等の対策がとられている。	
②	地域住民との連携	避難等において、地域住民の協力が得られるような方策があるか。	具体的とは？	・避難訓練に地域住民の参加を促すための周知方法、工夫等が検討されている。	
③	非常災害時の地域への協力	福祉避難所の確保に関する協定について			

指定居宅介護支援等基準第13条（3ページ関連）

- 一 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- 四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保険医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- 六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 七 介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 八 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- 十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成したい際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- 十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- 十三 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- イ 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- ロ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- 十四 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- イ 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- ロ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 十五 第三号から第十一号までの規定は、第十二号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- 十六 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設へ入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- 十七 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- 十八 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- 十九 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の意見等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- 二十 一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- 二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- 二十三 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項に規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- 二十四 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- 二十号、二十五号は小規模多機能型居宅介護との関連性が少ない為、省略する。

平成25年度 八戸市地域密着型サービス事業者選定 二次審査評価基準(地域密着型介護老人福祉施設)

審査項目	審査欄	評価基準	解釈・評価点算出方法	評価に関連する人員・設備・運営基準等
1 設置希望者の状況				
③ 設置の理念	設置の理念、運営についてどの程度熱意と主体性があるのか。	評価の着眼点	<ul style="list-style-type: none"> ・設置に当たっての理念が明確に示されているか。 ・当該サービスに応募した理由 ・多業種からの応募の場合は、介護事業へ参入しようと考えた理由。 ・市外法人（当市での事業実績が無い法人）の場合、当市で事業展開しようと考えた理由。 	(介護) 条例第184条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 3 入居者が身体の生活を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 4 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。 5 おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り換えなければならない。 6 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 7 前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。 8 常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 9 入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
			コンサルタント任せにしているとは？	
④ 介護保険制度・地域密着型介護老人福祉施設の理解	介護保険制度・地域密着型介護老人福祉施設サービスについてどの程度理解しているか。	評価の着眼点	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度全般、当該サービスの人員・運営基準等関係法令をどの程度理解したうえで応募しているか。 	
3 設備計画の状況				
② 利用者への配慮	利用者の特性に配慮した構造、設備か。	「配慮されている」とは？	<ul style="list-style-type: none"> ・居室、浴室、洗面設備、便所、医務室、食堂、機能訓練室、非常口等に工夫が見られる。 	(設備に関する基準) 条例第181条 (1) ユニット ア 居室 (ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉入所者生活介護の提供必要と認められる場合は、2人とすることができる。 (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。 (ウ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。 a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア) ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。 b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。 (エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 イ 共同生活室 (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属する入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。 ウ 洗面設備 (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活ごとに適当数を設けること。 (イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。 エ 便所 (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活ごとに適当数を設けること。 (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。 (2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。 (3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。 (4) 廊下幅 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。 (5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
		「配慮が足りない」とは？	<ul style="list-style-type: none"> ・居室が2階以上の階にあるのにエレベーターが設置されていない。 	
③ 防火・防災・安全対策	防火防災安全対策に配慮した構造、設備か。	「十分に配慮されている」とは？	<ul style="list-style-type: none"> ・防火防災対策として建物の耐火、耐震化等を検討している。備品、設備等防火材質の使用を検討している。また、安全対策として、改築の場合におけるアスベスト対策、軟弱地盤等の対策、施設のセキュリティ対策等主にハード面での配慮がなされている。 	
④ 環境対策	省エネ対策に配慮した設備となっているか。	「配慮されている」とは？	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの活用や機器、設備の効率向上等主にハード面での省エネ対策に配慮が見られる。 	

審査項目	審査欄	評価基準	解釈・評価点算出方法	評価に関連する人員・設備・運営基準等
4 職員の状況				
②	職員の定着率	顔なじみの職員によるケアが受けられるか。	評価の着眼点 ・職員の賃金、昇給等の方針 ・職員の福利厚生など労働関係全般に対する考え方 ・介護職員処遇改善加算の算定の有無	
⑤	職員確保の見込み	職員確保の見込みはどうか。	「具体的な見込みがない」とは？ ・職員確保策について、募集方法など具体的な計画がなく、確保の見込みが不透明な場合。	
⑥	研修計画	職員に対する各種研修の計画がどの程度見込めるか。	「十分な研修」とは？ ・全職員に対して、初任者研修等年1～2回以上の研修を実施するなど、運営基準に定められた以上の研修を実施するという明確な方針がある場合。	（勤務体制の確保等）条例第188条第4項 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 「運営基準上の必要な研修」 ・事故発生の防止のための研修 条例第190条（第175条第1項第3号の準用） ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 条例第190条（第172条の準用） ・ユニットリーダー研修（条例第188条第2項第3号） ・ユニットケア施設管理者研修 条例第190条（第167条の準用）
			「必要な研修」とは？ ・運営基準に定められた必要な研修が、確実に実施される見込のある場合。	
5 地域との連携				
①	医療機関との連携	サービスの提供確保、緊急時の対応等のため、協力医療機関等との連携・支援が確保される見通しか。	評価の視点 ・協力医療機関等と連携・支援が確保される見通しが立っていて、その内容が具体的に考えられているか。	（協力医療機関）条例第190条（第173条準用） ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
②	家族・地域との交流	家族・地域との積極的な交流事業は確保される見通しか。	「具体的」とは？ ・法人として、家族・地域との交流に関する明確な方針、計画等がある。 「実現性が高い」とは？ ・設置予定町内会への事前説明がなされた上で方針、計画等が立てられているか。	（地域との連携等）条例第190条（第106条第1項から第4項準用） ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が所在する市町村の職員又は当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
		ボランティア団体等との連携や実習生等の受け入れ方針はあるか。		
		運営推進会議の内容	「具体的な創意工夫」とは？ ・利用者家族、地域住民等が会議へ参加しやすくなるような環境作りや会議がマンネリ化しないような工夫が検討されている。	

審査項目	審査欄	評価基準	解釈・評価点算出方法	評価に関連する人員・設備・運営基準等
6 利用者計画	<p>② 処遇方策の状況</p> <p>ケアの提供又はケアプランの作成について</p> <p>事業所における事故等、緊急の場合の処遇等について</p>	<p>具体的で実現性が高いとは？</p> <p>具体的で実現性が高いとは？</p>	<p>・課題分析（アセスメント）、施設サービス計画の作成及びサービス提供後のモニタリング等についての具体的な方針があり、サービス開始時から実現できるものであるか。</p> <p>・介護事故等発生時の対応についての基本方針、マニュアル等について考えられている。また、リスクマネジメントに対する取り組みについて考えられている。</p>	<p>(地域密着型施設サービス計画の作成) 条例第190条(第159条の準用) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、地域密着型サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。 3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下この条において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等記載した地域密着型サービス計画の原案を作成しなければならない。 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第11項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。 8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。 9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 (1) 定期的に入所者に面接すること。 (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会などにより、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 (1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 (2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応) 条例第190条(第176条の準用) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底をはかる体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>

審査項目	審査欄	評価基準	解釈・評価点算出方法	評価に関連する人員・設備・運営基準等
	感染症・食中毒対策について	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症、食中毒への対応マニュアルが整備されている。 ・定期的な職員研修等を計画している等。 	<p>(衛生管理) 条例第190条(第172条の準用)</p> <p>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p>
	虐待防止対策について	具体的で実現性が高いとは？	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止や虐待対応に関する基本的な考え方や取組み、それを実現し継続するための方策が具体的である。 	<p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 条例第183条第6項及び第7項</p> <p>6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行うものは、養介護施設従業者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従業者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。</p> <p>同法第21条 養介護施設従業者等は、当該養介護施設従業者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従業者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。</p>
	利用者の意見・要望をサービス向上につなげる仕組みについて	具体的とは？	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の意見・要望をどのような方法で把握し、サービス向上に反映させていくのか、その仕組み等が具体的である。 	<p>(苦情処理) 条例190条(第40条の準用)</p> <p>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p>
	認知症対策について	認知症対策の例	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に対する考え方及び認知症ケアに対する具体的方針またはマニュアル等の整備がある等。 	

審査項目		審査欄	評価基準	解釈・評価点算方法	評価に関連する人員・設備・運営基準等
		重度者に対応できる体制の整備について	体制の整備例	<ul style="list-style-type: none"> ・入所指針を整備し、介護の必要性が高い者を優先的に受け入れる。 ・ターミナルケアへの取り組みが明確である等。 	<p>(入退所) 条例190条(第155条第1項及び第2項の準用)</p> <p>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超過している場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。</p>
③	利用者見込み	利用者見込み計画に具体性があるか。	具体的で説得力があるとは？	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠となるデータ等に基づき利用者数の見込みが立てられ、現実性がある。 	
④	事業収支計画	収入確保の見込みや、役員及び管理者等の給料や運営費の支出計画が妥当か。	計画が妥当でない例	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備に係る国の補助金を収支計画に含んでいる。 ・収支見込みが甘く、資金繰りに不安がある。(運営自己資金として、年間事業費の2ヵ月分が確保されていない。) ・開設当初から利用者を100%として見込んでいる。 	
7 非常災害対策					(非常災害対策) 条例第190条(第78条の準用)
①	非常災害対策	非常災害に十分な対策がとられているか。	十分な対策とは？	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害に関する具体的な計画があり、非常災害時の停電、非常食・日用品等備蓄、燃料の確保等の対策がとられている。 	<p>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>
②	地域住民との連携	避難等において、地域住民の協力が得られるような方策があるか。	具体的とは？	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練に地域住民の参加を促すための周知方法、工夫等が検討されている。 	
③	非常災害時の地域への協力	福祉避難所の確保に関する協定について			

平成25年度 八戸市地域密着型サービス事業者選定 二次審査評価基準(認知症対応型通所介護)

審査項目	審査欄	評価基準	解釈・評価点算出方法	評価に関連する人員・設備・運営基準等
1 設置希望者の状況				<p>(基本方針) 条例第62条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針) 条例第71条 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>
③	設置の理念	設置の理念、運営についてどの程度熱意と主体性があるのか。	評価の着眼点 ・設置に当たっての理念が明確に示されているか。 ・当該サービスに応募した理由 ・多業種からの応募の場合は、介護事業へ参入しようと考えた理由。 ・市外法人(当市での事業実績が無い法人)の場合、当市で事業展開しようと考えた理由。	
		特色をもたせた運営方針となっているか。	コンサルタント任せにしているとは? ・応募法人以外の職員が説明している場合など。	
			特色を持たせた運営方針とは? ・設置に当たり、利用者の選択肢の幅が広がるような既存の事業所にはみられない特色、例えば、高齢障がい者や若年性認知症に十分対応できる方針があるなど。	
④	介護保険制度・認知症対応型通所介護の理解	介護保険制度・認知症対応型通所介護についてどの程度理解しているか。	評価の着眼点 ・介護保険制度全般、当該サービスの人員・運営基準等関係法令をどの程度理解したうえで応募しているか。	
3 設備計画の状況				<p>(設備及び備品等) 条例第65条第1項から第3項 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 食堂及び機能訓練室 ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。</p> <p>(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。</p>
②	利用者への配慮	利用者の特性に配慮した構造、設備か。	「配慮されている」とは? ・食堂、機能訓練室、浴室、静養室、相談室、事務室、非常口等に工夫が見られる。	
			「配慮が足りない」とは? ・食堂、機能訓練室が2階以上の階にあるのにエレベータが設置されていない。	
③	防火・防災・安全対策	防火防災安全対策に配慮した構造、設備か。	「配慮されている」とは? ・防火防災対策として建物の耐火、耐震化等を検討している。備品、設備等防火材質の使用を検討している。また、安全対策として、改築の場合におけるアスベスト対策、脆弱地盤等の対策、施設のセキュリティ対策等主にハード面での配慮がなされている。	
④	環境対策	省エネ対策に配慮した設備となっているか。	「配慮されている」とは? ・自然エネルギーの活用や機器、設備の効率向上等主にハード面での省エネ対策に配慮が見られる。	

審査項目	審査欄	評価基準	解釈・評価点算出方法	評価に関連する人員・設備・運営基準等
4 職員の状況				
②	職員の定着率	顔なじみの職員によるケアが受けられるか。	評価の着眼点 ・ 職員の賃金、昇給等の方針 ・ 職員の福利厚生など労働関係全般に対する考え方 ・ 介護職員処遇改善加算の算定の有無	
⑤	職員確保の見込み	職員確保の見込みはどうか。	「具体的な見込みがない」とは？ ・ 職員確保策について、募集方法など具体的な計画がなく、確保の見込みが不透明な場合。	
⑥	研修計画	職員に対する各種研修の計画がどの程度見込めるか。	「十分な研修」とは？ ・ 全職員に対して、初任者研修等年1~2回以上の研修を実施するなど、運営基準に定められた以上の研修を実施するという明確な方針がある場合に限る。	（勤務体制の確保等）条例第76条第3項 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 「運営基準上の必要な研修」 ・ 管理者（条例第64条第2項）
			「必要な研修」とは？ ・ 運営基準に定められた必要な研修が、確実に実施される見込のある場合。	
5 地域との連携				
②	家族・地域との交流	家族・地域との積極的な交流事業は確保される見通しか。	「具体的」とは？ ・ 法人として、家族・地域との交流に関する明確な方針、計画等がある。	（地域との連携等）条例第80条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 2 指定認知症対応型事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
			「実現性が高い」とは？ ・ 設置予定町内会への事前説明がなされた上で方針、計画等が立てられているか。	
		ボランティア団体等との連携や実習生等の受け入れ方針はあるか。		
6 利用者計画				
②	処遇方策の状況	ケアの提供又はケアプランの作成について	具体的で実現性が高いとは？ ・ 課題分析（アセスメント）、認知症対応型通所介護計画の作成及びサービス提供後のモニタリング等についての具体的な方針があり、サービス開始時から実現できる場合。	（認知症対応型通所介護計画の作成）条例第73条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。 2 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿って作成しなければならない。 3 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 4 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。 5 認知症対応型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

審査項目		審査欄	評価基準	解釈・評価点算方法	評価に関連する人員・設備・運営基準等
		事業所における事故等、緊急の場合の処遇等について	具体的で実現性が高いとは？	・介護事故等発生時の対応についての基本方針、マニュアル等について考えられている。 ・リスクマネジメントに対する取り組みについて考えられている。	(事故発生の防止及び発生時の対応) 条例第82条(第42条の準用) 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
		感染症・食中毒対策について	具体例	・感染症、食中毒への対応マニュアルが整備されている。 ・定期的な職員研修等を計画している等。	(衛生管理) 条例第79条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
		虐待防止対策について	具体的で実現性が高いとは？	・虐待防止や虐待対応に関する基本的な考え方や取組み、それを実現し継続するための方策が具体的である。	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行うものは、養介護施設従業者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従業者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。 同法第21条 養介護施設従業者等は、当該養介護施設従業者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従業者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
		利用者の意見・要望をサービス向上につなげる仕組みについて	具体的とは？	・利用者の意見・要望をどのような方法で把握し、サービス向上に反映させていくのか、その仕組み等が具体的である。	(苦情処理) 条例第82条(第40条の準用) 指定認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定認知症対応型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定認知症対応型通所介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4 指定認知症対応型通所介護事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 6 指定認知症対応型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。
		認知症対策について	認知症対策の例	・認知症に対する考え方及び認知症ケアに対する具体的方針またはマニュアル等の整備がある等。	(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針) 条例第71条第1項 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
③	利用者見込み	利用者見込み計画に具体性があるか。	具体的で説得力があるとは？	・根拠となるデータ等に基づき利用者数の見込みが立てられ、現実性がある。	

審査項目		審査欄	評価基準	解釈・評価点算出方法	評価に関連する人員・設備・運営基準等
④	事業収支計画	収入確保の見込みや、役員及び管理者等の給料や運営費の支出計画が妥当か。	計画が妥当でない例	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備に係る国の補助金を収支計画に含んでいる。 ・収支見込みが甘く、資金繰りに不安がある。(運営自己資金として、年間事業費の2ヵ月分が確保されていない。) ・開設当初から利用者を100%として見込んでいる。 	
7 非常災害対策					(非常災害対策) 条例第78条
①	非常災害対策	非常災害に十分な対策がとられているか。	十分な対策とは？	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害に関する具体的な計画があり、非常災害時の停電、非常食・日用品等備蓄、燃料の確保等の対策がとられている。 	指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
②	地域住民との連携	避難等において、地域住民の協力が得られるような方策があるか。	具体的とは？	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練に地域住民の参加を促すための周知方法、工夫等が検討されている。 	
③	非常災害時の地域への協力	福祉避難所の確保に関する協定について			

平成25年度 八戸市地域密着型サービス事業者選定 二次審査評価基準(認知症対応型共同生活介護)

審査項目	審査欄	評価基準	解釈・評価点算出方法	評価に関連する人員・設備・運営基準等
1 設置希望者の状況				(介護等) 条例第120条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。
③	設置の理念	設置の理念、運営についてどの程度熱意と主体性があるのか。 評価の着眼点 コンサルタント任せにしているとは？ 特色をもたせた運営方針となっているか。	・設置に当たっての理念が明確に示されているか。 ・当該サービスに応募した理由 ・多業種からの応募の場合は、介護事業へ参入しようと考えた理由。 ・市外法人(当市での事業実績が無い法人)の場合、当市で事業展開しようと考えた理由。 ・応募法人以外の職員が説明している場合など。 ・設置に当たり、利用者の選択肢の幅が広がるような既存の事業所にはみられない特色、例えば、高齢障がい者や若年性認知症に十分対応できる方針があるなど。	
④	介護保険制度・認知症対応型通所介護の理解	介護保険制度・認知症対応型通所介護についてどの程度理解しているか。	・介護保険制度全般、当該サービスの人員・運営基準等関係法令をどの程度理解したうえで応募しているか。	
3 設備計画の状況				
②	利用者への配慮	利用者の特性に配慮した構造、設備か。 「配慮されている」とは？ 「配慮が足りない」とは？	・居室、居間、食堂、台所、浴室、非常口等に工夫が見られる。 ・居室が2階以上の階にあるのにエレベータが設置されていない。	(設備に関する基準) 条例第114条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。 2 共同生活住居は、その入居定員(当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることが出来る利用者の数の上限をいう。第125条において同じ。)を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。 3 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。 4 一の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。 5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。 6 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。
③	防火・防災・安全対策	防火防災安全対策に配慮した構造、設備か。 「配慮されている」とは？	・防火防災対策として建物の耐火、耐震化等を検討している。備品、設備等防火材質の使用を検討している。また、安全対策として、改築の場合におけるアスベスト対策、軟弱地盤等の対策、施設のセキュリティ対策等主にハード面での配慮がなされている。	
④	環境対策	省エネ対策に配慮した設備となっているか。 「配慮されている」とは？	・自然エネルギーの活用や機器、設備の効率向上等主にハード面での省エネ対策に配慮が見られる。	

審査項目	審査欄	評価基準	解釈・評価点算出方法	評価に関連する人員・設備・運営基準等	
4 職員の状況					
② 職員の定着率	顔なじみの職員によるケアが受けられるか。	評価の着眼点	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の賃金、昇給等の方針 ・職員の福利厚生など労働関係全般に対する考え方 ・介護職員処遇改善加算の算定の有無 		
⑤ 職員確保の見込み	職員確保の見込みはどうか。	「具体的な見込みがない」とは？	・職員確保策について、募集方法など具体的な計画がなく、確保の見込みが不透明な場合。		
⑥ 研修計画	職員に対する各種研修の計画がどの程度見込めるか。	「十分な研修」とは？	・全職員に対して、初任者研修等年1～2回以上の研修を実施するなど、運営基準に定められた以上の研修を実施するという明確な方針がある場合に限る。	(勤務体制の確保等) 条例第124条第3項 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	
		「必要な研修」とは？	・運営基準に定められた必要な研修が、確実に実施される見込のある場合。	「運営基準上の必要な研修」 ・代表者(条例第113条) ・管理者(条例第112条第2項) ・計画作成担当者(条例第111条第6項)	
5 地域との連携					
① 医療機関との連携	サービスの提供確保、緊急時の対応等のため、協力医療機関等との連携・支援が確保される見通しか。	評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関等と連携・支援が確保される見通しが立っていて、その内容が具体的に考えられているか。 	(協力医療機関等) 条例第126条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	
② 家族・地域との交流	家族・地域との積極的な交流事業は確保される見通しか。	「具体的」とは？	・法人として、家族・地域との交流に関する明確な方針、計画等がある。	(地域との連携等) 条例第129条(第106条第1項から第4項まで準用) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、指定認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	
		「実現性が高い」とは？	・設置予定町内会への事前説明がなされた上で方針、計画等が立てられているか。		
	ボランティア団体等との連携や実習生等の受け入れ方針はあるか。				
	運営推進会議の内容	「具体的な創意工夫」とは？	・利用者家族、地域住民等が会議へ参加しやすくなるような環境作りや会議がマンネリ化しないような工夫が検討されている。		

審査項目	審査欄	評価基準	解釈・評価点算出方法	評価に関連する人員・設備・運営基準等
6 利用者計画				(認知症対応型共同生活介護計画の作成) 条例第119条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者(第111条第5項の計画作成担当者をいう。以下この節において同じ。)に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。 3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。 4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。 6 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。 7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。
② 処遇方針の状況	ケアの提供又はケアプランの作成について	具体的で実現性が高いとは？	・課題分析(アセスメント)、指定認知症対応型共同生活介護計画の作成及びサービス提供後のモニタリング等についての具体的な方針があり、サービス開始時から実現できる場合。	
	事業所における事故等、緊急の場合の処遇等について	具体的で実現性が高いとは？	・介護事故等発生時の対応についての基本方針、マニュアル等について考えられている。 ・リスクマネジメントに対する取り組みについて考えられている。	(事故発生の防止及び発生時の対応) 条例第129条(第42条の準用) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
	感染症・食中毒対策について	具体例	・感染症、食中毒への対応マニュアルが整備されている。 ・定期的な職員研修等を計画している等。	(衛生管理) 条例第129条(条例第79条の準用) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
	虐待防止対策について	具体的で実現性が高いとは？	・虐待防止や虐待対応に関する基本的な考え方や取組み、それを実現し継続するための方策が具体的である。	(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針) 条例第118条第5項及び第6項 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行うものは、養介護施設従業者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従業者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。 同法第21条 養介護施設従業者等は、当該養介護施設従業者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従業者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

審査項目		審査欄	評価基準	解釈・評価点算方法	評価に関連する人員・設備・運営基準等
		利用者の意見・要望をサービス向上につなげる仕組みについて	具体的とは？	・利用者の意見・要望をどのような方法で把握し、サービス向上に反映させていくのか、その仕組み等が具体的である。	(苦情処理) 条例第129条(第40条の準用) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。
		認知症対策について	認知症対策の例	・認知症に対する考え方及び認知症ケアに対する具体的方針またはマニュアル等の整備がある等。	(指定認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針) 条例第118条第1項 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。
		重度者に対応できる体制の整備について	体制の整備例	・重度者の受け入れ体制及び重度化や終末期に向けた方針がある。	
③	利用者見込み	利用者見込み計画に具体性があるか。	具体的で説得力があるとは？	・根拠となるデータ等に基づき利用者数の見込みが立てられ、現実性がある。	
④	事業収支計画	収入確保の見込みや、役員及び管理者等の給料や運営費の支出計画が妥当か。	計画が妥当でない例	・施設整備に係る国の補助金を収支計画に含んでいる。 ・収支見込みが甘く、資金繰りに不安がある。(運営自己資金として、年間事業費の2ヵ月分が確保されていない。) ・開設当初から利用者を100%として見込んでいる。	
7 非常災害対策					(非常災害対策) 条例第129条(条例第78条) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
①	非常災害対策	非常災害に十分な対策がとられているか。	十分な対策とは？	・非常災害に関する具体的な計画があり、非常災害時の停電、非常食・日用品等備蓄、燃料の確保等の対策がとられている。	
②	地域住民との連携	避難等において、地域住民の協力が得られるような方策があるか。	具体的とは？	・避難訓練に地域住民の参加を促すための周知方法、工夫等が検討されている。	
③	非常災害時の地域への協力	福祉避難所の確保に関する協定について			